

ひとり親世帯に

貸していただけるお部屋を募集しています！

～ひとり親世帯家賃低廉化補助事業～

18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯へお部屋を貸してくださるオーナー様を探しています。

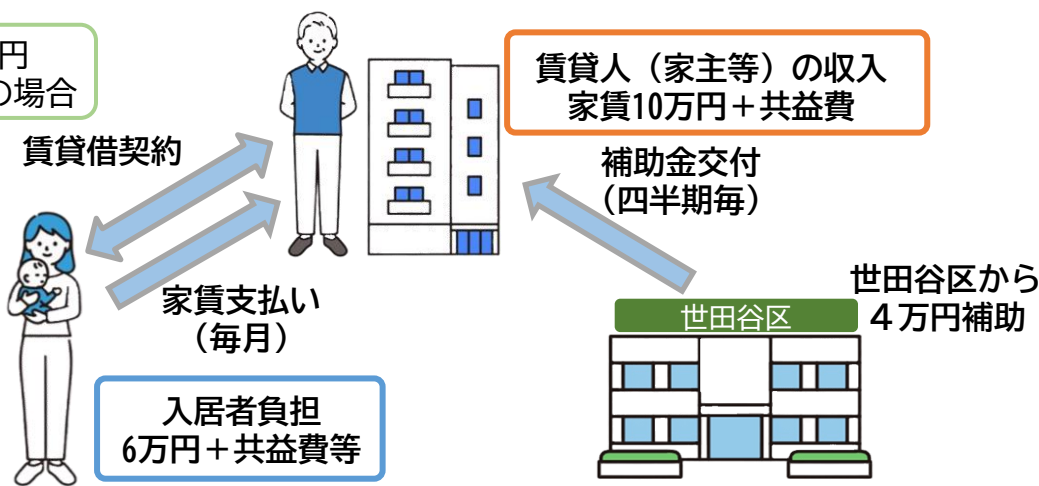
ご協力いただいた場合、物件の情報を区のホームページで公開し、入居者の募集を行います。

事業の内容

区が家賃の一部を補助金として直接、物件の貸主様にお支払いします。（四半期ごと）

補助金額は1戸あたり月額最大**4万円**、期間は**最長10年**

月額家賃10万円
(共益費等別)の場合



協力金制度

①ご協力いただいた場合、1戸あたり**1.0万円**の**協力金を交付**します。

②募集から入居者の決定まで1ヶ月以上かかった場合、**その空室期間の家賃相当額を交付**します。（月額最大**1.0万円**、最大**3ヶ月分**）

※①②いずれも、ひとり親世帯入居時に交付（①は1戸につき1度まで）

さらに…

東京都では、空室等を一定の要配慮者を受け入れる専用住宅として一定期間登録した場合、1部屋あたり5万円の報奨金を交付しています（入居者決定前に要申請）。管理会社から所有者様への働きかけにより登録した場合は、それぞれに交付しています。詳細は、東京都住宅政策本部のホームページをご覧ください。（裏面参照）



物件の条件

- ・住宅確保要配慮者専用住宅として東京都に登録すること。
- ・住戸の床面積が25㎡以上であること。
(シェアハウスの場合は別に基準があります。)
- ・新耐震基準相当の耐震性を有する住戸であること。
- ・家賃の額が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。など



《禁止事項等》

- ・家賃の3ヶ月分を超える額の敷金を受領することはできません。
- ・権利金、謝金等を受領すること、その他、入居者の不当な負担となることを賃貸の条件とすることはできません。
- ・仲介手数料等を受領することは可能です。
- ・礼金、更新料、更新手数料は、商慣習と比べて高いと判断される場合を除き、受領することが可能です。

入居者の条件

- ・世田谷区内に1年以上在住していること。
- ・18歳未満の子どもがいるひとり親世帯であること。
- ・入居世帯員全員の所得を合算した金額が月額21万4千円以下(多子世帯(※1)の場合は月額25万9千円以下)であること。 ※1 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
(「入居者の所得金額について」参照)
- ・生活保護の住宅扶助費や、住居確保給付金等を受給していないこと など

《入居者の所得金額について》

入居する世帯の収入金額の目安(給与所得の場合)

同居する子の人数	年間収入金額	年間所得金額	月額所得
1人	約480万円	約329万8千円	21万4千円(※2)
2人	約527万6千円	約367万8千円	21万4千円(※2)

※2 {年間所得金額 - (同居者・扶養親族控除 + ひとり親控除)} ÷ 12の金額

*本制度における月額所得は、公営住宅法施行令で定める算定方法によって算出します。

*上表はあくまでも目安です。個々の条件(適用される控除等)によって計算が変わります。

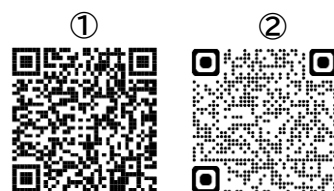
関連ホームページ

①世田谷区ホームページ

[住まい・街づくり・環境](#) > [住まい・建築・区施設整備](#) > [住まい](#) > [ひとり親世帯向け家賃低廉化補助事業](#) > [ひとり親世帯に貸していただけるお部屋を募集しています](#)

②東京都住宅政策本部ホームページ

[分野別で探す](#) > [住宅セーフティネット制度\(東京ささエール住宅等\)](#) > [改修・入居への経済的支援](#)



～まずはお気軽にご相談ください～

【問い合わせ先】世田谷区補助金受付窓口 TEL: 03-5539-5345

FAX: 03-5432-3039

【担当課】世田谷区都市整備政策部居住支援課(世田谷区世田谷4-21-27)